

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の 設備及び運営に関する基準の制定について

1 基準の制定について

子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法により、市町村は、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、条例で基準を定めなければならないこととされたところです。

つきましては、市が制定する基準（案）について市民の皆様のご意見を広く募集し、基準の制定に活かしてまいります。

2 市が定める基準及び基準設定（案）

（1）市が定める基準

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

事業に従事する者及びその員数、児童の集団の規模、施設・設備、開所日数・開所時間など、事業を実施するにあたり、遵守すべき基準です。

（2）具体の基準設定（案）

独自基準として、暴力団排除に関する規定を追加し、その他については、国の基準どおりとするものです。

3 パブリックコメントの実施について

（1）募集期間 平成26年10月27日（月）～平成26年11月17日（月）

（2）公表場所

①気仙沼市ホームページ

②閲覧場所

- ・市子ども家庭課（ワンテン庁舎2階）
- ・教育委員会・気仙沼中央公民館（旧河北ビル1階）
- ・唐桑総合支所総務企画課
- ・本吉総合支所保健福祉課
- ・市民健康管理センター「すこやか」
- ・保健福祉センター「燦さん館」
- ・各公民館

（3）募集方法 住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送・持参・メール・ファックスのいずれかの方法により提出いただきます。

(4) 意見への回答

①提出意見は基準制定の参考資料とするほか、市の考え方等をホームページにて公表します。

②個別の回答は行いません。

4 お問い合わせ先

気仙沼市保健福祉部子ども家庭課

T E L : 0226-22-6600 (内線442)

F A X : 0226-22-1141

E-mail : k-ikusei@city.kesennuma.lg.jp